

○茨城町立公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年9月28日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城町立公園の設置及び管理に関する条例（平成18年茨城町条例第25号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(管理人)

第2条 条例第3条第4項に規定する管理人の任期は1年とし、次に掲げる業務及び施設管理を行うものとする。

- (1) 使用許可申請の受付及び有料施設等使用料の収納業務
- (2) 施設の点検清掃及び簡易な補修業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

2 管理人は、次の事由に該当する場合は、使用を拒むことができる。

- (1) 条例第15条の規定に該当する場合
- (2) 有料施設等に支障があり、使用できないと認める場合

3 管理人は、前2項に規定する業務及び施設管理を履行したときは、町長に業務管理報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

(有料施設等の供用期間及び時間)

第3条 条例第4条に規定する有料施設等の供用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、有料施設以外の潤沼自然公園は、11月1日から翌年3月末日までの毎週月曜日（当該日が祝日の場合は翌日）及び12月28日から翌年1月4日までは休園日とする。

(有料施設等の使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項に規定する許可は、施設等使用許可申請書（様式第2号）に必要な事項を記入し町長に提出しなければならない。ただし、条例第10条に規定する申請の許可を受けた者は、それをもって使用許可とみなす。

2 前項の申請は、使用開始までに町長に提出しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

3 町長は、第1項の規定に基づく申請を許可したときは、施設等使用許可書兼領収

書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（有料施設等の使用の予約）

第5条 茨城町立公園を使用する者は、使用しようとする月の2月前から使用開始までの期間につき、使用の予約をすることができる。この場合の施設等使用許可申請は前条の規定によるものとする。

2 前項の予約を取り消す場合は、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

（有料施設等の使用取消しの報告）

第6条 使用者は、有料施設等の使用を取り止めたときは、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

（有料施設等の継続使用の制限）

第7条 有料施設等の使用は、同一使用者に対しては引き続き3日を超えてはならない。ただし、町長が施設の使用に支障がないと認めたときはこの限りでない。

（使用料等の減免）

第8条 条例第7条に規定する減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書（様式第4号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、別表第2に基づきその適否を決定し、減免決定通知書（様式第5号）を申請者に交付しなければならない。

（使用料等の還付）

第9条 条例第8条に規定する還付は、次の各号のいずれかに該当するとき還付申請書（様式第6号）により行う。

（1） 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。

（2） 使用料等を既に納入した者から、使用日の3日前までに使用の取消し又は変更の申出があったとき。

（3） その他町長が必要と認めたとき。

（行為の許可）

第10条 条例第10条に規定する行為の許可は、特別使用（許可・変更）申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく申請を許可したときは、特別使用許可書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
(涸沼自然公園の管理及び運営に関する規則の廃止)
- 2 涸沼自然公園の管理及び運営に関する規則(平成7年茨城町規則第6号)は、廃止する。
(茨城町観光施設の管理運営等に関する規則の廃止)
- 3 茨城町観光施設の管理運営等に関する規則(昭和45年茨城町規則第8号)は、廃止する。

附 則(平成19年規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の茨城町立公園の設置及び管理に関する条例施行規則による様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成21年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第42号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第31号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

有料施設等の供用期間及び使用時間

園名	施設名	使用期間	使用時間	有料施設 休日
広 浦 公 園	バンガロー	5月1日から9月末日	午後1時から最終 利用日の午前11 時まで	毎週水曜日（祝日 及び祝日の前日は 除く）
	テントキャンプ場	1月5日から12月28日		
	日帰りバーベキュー	1月5日から12月28日	午前10時から午 後3時まで	
網 掛 公 園	芝生広場及び球技場	通年	終日	
親 沢 公 園	テントキャンプ場	1月5日から12月28日	午後1時から最終 利用日の午前11 時まで	毎週水曜日（祝日 及び祝日の前日は 除く）
	日帰りバーベキュー	1月5日から12月28日	午前10時から午 後3時まで	
酒 沼 自 然 公 園	オートキャンプ場	1月5日から12月28日	午後1時から最終 利用日の午前11 時まで	毎週水曜日（祝日 及び祝日の前日は 除く）
	テントキャンプ場	1月5日から12月28日	午後1時から最終 利用日の午前11 時まで	
	日帰りバーベキュー	1月5日から12月28日	午前10時から午 後3時まで	
	バーベキュー炉	1月5日から12月28日	午前11時から午 後3時まで	
	園内施設の使用	1月5日から12月28日	午前9時から午後 5時まで	
	入園	1月5日から12月28日	午前9時から午後	

		5時まで	
--	--	------	--

別表第2（第8条関係）

入園料及び有料施設等使用料減免基準

減免の対象	減免基準（％）
1 町が主催する行事に使用する場合	100
2 国又は町以外の地方公共団体が主催する行事に使用する場合	50
3 町長が公益上又はその他の理由により特に必要があると認めるとき	町長の認めた額

様式第1号(第2条関係)

業務管理報告書

年 月 日

茨城町長 あて

公園名

管理人名

業務内容		実施数(件数又は回数)	付 記
受 付 業 務	バンガロー		
	テントサイト		
	バーベキュー		
貸 出 業 務	毛 布		
清 掃 業 務			
点 検 業 務			
補 修 業 務			
そ の 他 業 務			
報 告 事 項			

様式第2号(第4条関係)

(公園名) 施設等使用許可申請書

年 月 日

茨城町長 へ

申請者	住所 (代表者)	〒
	氏名 (代表者)	(電話番号)

使用日時		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
使用施設料	種 類	使 用 区 分		(単価)	施設等使用料
	オートキャンプサイト	宿 泊	区画	泊 (平日 5,000)	円
			区画	泊 (休日 6,000)	円
		日帰り	区画	(2,500)	円
	テントキャンプサイト	宿 泊	組	泊 (平日 2,000)	円
			組	泊 (休日 3,000)	円
		日帰り	組	(1,000)	円
	バーベキューハウス		炉	(2,500)	円
	バンガロー		棟	泊 (4,200)	円
	園内施設				円
				円	
				円	
使用施設料小計					円
使用者数及び入園料・人員割使用料		人 数		入園料・人員割使用料	
		大人_16歳以上 (500)	人	大 人	円
		小人_5歳~16歳 (200)	人	小 人	円
入園料・人員割使用料小計					円
合 計					円
許可条件				受付及び受領印	
				No.	

—— 線内は記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

(公園名) 施設等使用許可申請書

年 月 日

茨城町長 あて

申請者	住所 (代表者)	〒
	氏名 (代表者)	(電話番号)

使用日時		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
使用施設料	種 類	使用区分	施設等使用料		
	オートキャンプサイト	宿 泊 区画	円		
		日帰り 区画	円		
	テントキャンプサイト (テント1張・タープ1張)	宿 泊 泊	円		
		日帰り	円		
	バーベキューハウス	炉	円		
	バンガロー	棟 泊	円		
	園内施設			円	
			円		
			円		
使用施設料小計					
使用者数及び入園料・人員割使用料		人数		入園料・人員割使用料	
		大 人		大 人	
		小 人		小 人	
		入園料・人員割使用料小計			
合 計					
許可条件			受付及び受領印		
			No.		

—— 線内は記入しないでください。

様式第3号(第4条関係)

(公園名)

施設等使用許可書兼領収書

年 月 日

茨城町長



年 月 日付で申請された

使用について、下記のとおりとします。

申請者	住所 (代表者)	〒
	氏名 (代表者)	(電話番号)

使用日時		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
使用施設料	種 類	使 用 区 分 (単価)			施設等使用料
	オートキャンプサイト	宿 泊	区画	泊 (平日 5,000)	円
			区画	泊 (休日 6,000)	円
		日帰り	区画	(2,500)	円
	テントキャンプサイト	宿 泊	組	泊 (平日 2,000)	円
			組	泊 (休日 3,000)	円
		日帰り	組	(1,000)	円
	バーベキューハウス		炉	(2,500)	円
	バンガロー		棟	泊 (4,200)	円
	園内施設				円
				円	
				円	
使用施設料小計					円
使用者数及び入園料・人員割使用料	人 数			入園料・人員割使用料	
	大人_16歳以上 (500)	人	大人		円
	小人_5歳~16歳 (200)	人	小人		円
	入園料・人員割使用料小計				円
合 計					円
許可条件				受付及び受領印	
				No.	

* 領収印をもって、使用許可及び領収書に代えさせていただきます。

様式第4号(第8条関係)

減 免 申 請 書

年 月 日

茨城町長 あて

次のとおり、〔減額・免除〕を受けたいので申請します。

申請者	住所(代表者)	〒		
	氏名(代表者)		電話 ()	
使用日時		年月日時～	年月日時	
使用施設	種類	使用区分	施設等使用料	
	オートキャンプサイト	区画 泊	円	
	オート日帰り		円	
	テントキャンプサイト	組 泊	円	
	テント日帰り		円	
	バーベキューハウス		炉	円
	バンガロー	棟 泊	円	
	園内施設()		日	円
園内施設()		日	円	
小計			円	
使用者数及び入園料・人員割使用料	人 数		入園料・人員割使用料(円)	
	大人		大人	円
	小人		小人	円
	小計		小計	円
使用目的				
減額・免除する理由				

上記申請のとおり(減額・免除)してよろしいか伺います。

起案	年 月 日				決裁	年 月 日	
町長	副町長	部長	課長	補佐	係長	係員	受付年月日
決定	<input type="checkbox"/> 減額・免除する	減額率	<input type="checkbox"/> 施行規則第8条第2項別表第2の に該当				
	<input type="checkbox"/> 減額・免除しない	該当条項					

様式第5号(第8条関係)

減 免 決 定 通 知 書

年 月 日

茨城町長



年 月 日付で申請された〔減額・免除〕は、下記のとおりとします。

申請者	住所(代表者)	〒		
	氏名(代表者)		電話 ()	
使用日時		年月日時～	年月日時	
使用施設	種類	使用区分	施設等使用料	
	オートキャンプサイト	区画	泊	円
	オート日帰り			円
	テントキャンプサイト	組	泊	円
	テント日帰り			円
	バーベキューハウス		炉	円
	バンガロー	棟	泊	円
	園内施設()		日	円
園内施設()		日	円	
小計				円
使用者数及び入園料・人員割使用料	人数		入園料・人員割使用料(円)	
	大人		大人	円
	小人		小人	円
	小計		小計	円
使用目的				
減額・免除する理由				

決定事項

種別	率(%)	納付額(円)	減免額(円)	決定納付額(円)
減額・免除				

様式第6号(第9条関係)

還 付 申 請 書

年 月 日

茨城町長 あて

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () _____

入園料・有料施設等使用料・人員割使用料の還付を申請します。

種 別	<input type="checkbox"/> 入 園 料	<input type="checkbox"/> 有料施設等使用料	<input type="checkbox"/> 人員割使用料
還 付 の 理 由			
納 付 年 月 日	年 月 日		
納 付 済 金 額	円		
還 付 額	円		
備 考			

上記の返還額を受領いたしました。

署 名 _____

様式第7号(第10条関係)

特別使用(許可・変更)申請書

年 月 日

茨城町長 あて

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

公園内において、次の行為をしたいので申請します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 内 容	
行為の目的又は 変 更 理 由	
行 為 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
添 付 書 類	1 位置図 2 平面図 3 その他必要とする書類

- 1 占用の許可を受けたものは、申請する必要がありません。
- 2 行為の期間は、休園日を含まないで最長6日です。
- 3 施設等を使用するときは、使用許可申請を添えて申請してください。

上記申請のとおり許可してよろしいか伺います。

起 案	年 月 日				決 裁	年 月 日	
町 長	副町長	部 長	課 長	補 佐	係 長	係 員	受付年月日
決 定	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		調 査 員				

様式第8号(第10条関係)

特別使用(変更)許可書

年 月 日

茨城町長



年 月 日付で申請のあった 公園内における行為は、次のとおりとする。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可する。 <input type="checkbox"/> 許可しない。
行 為 の 場 所	
行 為 の 許 可 条 件	
行 為 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

- 1 公益上必要を生じたとき、又は許可の条件に反したときは、許可を取り消すときがあります。
- 2 使用を完了したとき又は中止したときは、その旨を速やかに報告してください。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 1 0 条関係)

様式第 8 号 (第 1 0 条関係)